

21 八行経発第 35 号  
平成 21 年 9 月 15 日

八王子市監査委員 村山 博夫 殿  
同 矢野 和利 殿  
同 対間 康久 殿  
同 井上 睦子 殿

八王子市長 黒 須 隆 一

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成16年度

監査テーマ	普通財産の「貸付土地及び建物」及び「その他の土地及び建物」に関する管理事務について
監査項目	現場視察に基づく物件の管理状況等
指摘項目	安全対策上処置が必要なもの
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	使用貸借でゲートボールの使用を認めている土地において、鉄くずや資材等が置かれているものや、道路際の土地に使用不可能な測定器が放置されているものがあつた。早急に撤去するように処置すべきである。また、売却についても検討すべきである。
措置内容	ゲートボール場の鉄くずや資材等はすでに撤去し、現状地元老人会が使用し管理している。測定器設置場所の件に関しては、近隣住民に買取を希望する者がいたが、当該地は道路拡幅予定地内であることが判明したため、ここで道路事業部に所管換を行い道路用地として整理した。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	財務部管財課

## 平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	霊園（緑町・甲の原）
指摘項目	使用料金
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	使用料金体系の見直しが必要である。
措置内容	市営霊園・区画墓地の使用料については、平成21年1月1日から近隣公営施設と整合がとれる金額（1㎡あたりの永代使用料12万円から25万円に増額）まで見直しを実施した。
措置時期	平成21年1月1日
所管部課	市民部市民総務課

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	霊園（緑町・甲の原）
指摘項目	無縁墳墓の管理状況
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	無縁墳墓の整理を行い、空いた区画を使用希望者へ提供することに努める必要がある。
措置内容	市営霊園内の無縁墳墓については、緑町霊園内に合葬式墓地が完成したことから、平成21年度から無縁遺骨の埋蔵施設として活用し整理を進めるとともに、空いた区画の再募集を行っていく。
措置時期	平成21年2月27日
所管部課	市民部市民総務課

## 平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	受益者負担金の収入未済の管理について（時効による不納欠損処理について）
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	法人の破産等により資産性が喪失した場合には、決算情報（歳入歳出決算書及び貸借対照表に表示される財務情報）の信頼性の向上のために、また、収入未済管理の合理化などのためにも、適時適切に不納欠損処理を行うことを要望する。
措置内容	平成20年度においては、税務部と連携を図り、会社解散に伴う時効前の不納欠損処理を行い、適時適切な不納欠損処理に努めた。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	環境部水循環室

## 平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	霊園（緑町・甲の原）
指摘項目	使用の制限
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	納骨堂の設置を検討する必要がある。
措置内容	緑町霊園内に平成20年度に納骨堂の機能を併せ持つ、合葬式墓地が完成した。
措置時期	平成21年2月27日
所管部課	市民部市民総務課

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	霊園（緑町・甲の原）
指摘項目	管理運営のあり方について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	駐車スペースの確保に努める必要がある。
措置内容	駐車台数の少なかった緑町霊園については、平成20年度の霊園整備事業の中で駐車場の整備を行い、駐車台数を7台から12台に増やした。また、お盆、お彼岸などの墓参者の混雑時には、従来から使用している市有地（デニーズ横駐車場）の他、新たに近隣の都福祉施設の敷地を臨時駐車場として活用できるようになったことで、駐車スペースの確保した。
措置時期	平成21年2月27日
所管部課	市民部市民総務課

## 平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	下水道事業の財産管理について
指摘項目	下水道台帳の登録について（除却（廃棄）処分の承認文書及び規程等の整備について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>下水道管理システムへの施設情報の登録及び抹消手続について、登録及び抹消に関する承認があったことを明らかにする文書が作成されていない。</p> <p>したがって、下水道管理システムへの施設情報の登録及び抹消手続について明確な規程ないしは業務マニュアルを整備し、これに基づく運用を行うよう要望する。</p>
措置内容	平成20年度、下水道台帳システムデータ入力時に使用する下水道台帳補助簿案（台帳システム入力未入力補助簿）を作成し、これにより入力確認を実施した。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	環境部水循環室

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者制度のあり方について(学園都市文化課関連)
指摘項目	指定管理者制度の完全実施について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容(概要)	指定管理者制度の完全実施に関して、市担当課としての方針が確立していない。当該方針が確立していない状況下では、指定管理者であるふれあい財団において、その実施する指定管理業務の収入支出の性格付けが厳密には行われえない。(市が指定管理者に委託する事業と指定管理者の自主事業を明確に分ける基準を示していないため、委託事業と自主事業の事業費が明確に分けられおらず、混在している。)
措置内容	各文化施設で開催する財団の自主事業においては、文化振興事業補助金の一部を各館の指定管理料として事業費に振分けるとともに、自主事業に従事する人員分の人件費についても人件費補助金から各館の指定管理料に振分けた。これにより指定管理者が事業ごとに収支を明確にした中で事業展開をするようにした。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	債務負担の設定について(学園都市文化課関連)
指摘項目	債務負担の設定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容(概要)	平成20年度以降の予算において、3年間の債務負担行為を設定することも考えられ、ふれあい財団としては、建物等総合管理委託などの外部委託を複数年契約で自らのリスクを負わずに実施することが可能となる。その結果として、財団の業務ノウハウの蓄積にとどまらず、最終的には市税投入の削減をもたらすものである。市担当課としても、このようなメリットを生かす方策を検討されるよう要望する。
措置内容	本市の指定管理者制度の基本方針である「八王子市指定管理者制度の導入に向けた基本方針その2」に基づき、指定管理料は単年度ごとの年度協定で実施していく。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	施設整備予算の確保について(学園都市文化課関連)
指摘項目	施設整備予算の確保について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	施設に物理的な欠陥が発生した場合には、市担当課として指定管理料とは別に積極的にその大規模修繕費を予算化するための提案を行うことが必要である。
措置内容	大規模修繕については、毎年、指定管理者である学園都市文化ふれあい財団の意見を参考に優先順位をつけ計画的に予算化している。平成21年度は、芸術文化会館の冷温水発生器のオーバーホールのための予算化を図った。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	年度予算査定について(学園都市文化課関連)
指摘項目	財政課の代替作業としての年度予算査定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理期間において毎年度予算査定を行うことはインプット管理の継続を意味し、アウトプット管理等を主体とする指定管理者制度の趣旨に原則として沿わないものと考えられる。市担当課としても、指定管理者に過大な負担を生じさせるような資料依頼などは厳に慎むべきである。
措置内容	平成21年度からの予算編成については、指定管理者からの提案をもとに、内容の確認と事業費の精査を行うこととしている。また、国や都からの照会や、予算決算などの資料の提出、並びに作成依頼にあたっては、必要最小限に厳選している。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課



平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	ふれあい財団経由住民協議会助成の補助金について(市民センター及び地区会館)
指摘項目	ふれあい財団経由住民協議会助成の補助金について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	ふれあい財団経由の住民協議会助成補助金の原資は、市からふれあい財団へ交付される補助金である。 市からの直接補助ではなく、現在の制度のようにふれあい財団からの助成金として住民協議会へ補助がなされることの意味が特別にあるとするのであれば、市担当課とふれあい財団との間の業務設計の考え方やふれあい財団評価の内容を実態に合わせて再度検討することも必要である。
措置内容	ふれあい財団(コミュニティ振興課)は、市を補完し、本市におけるコミュニティの育成等を推進する団体で、経験や知識・ノウハウを有している。そのためコミュニティ意識の醸成や活動の活性化を図っていくには、同財団を通して行うことが効率的・効果的であることから、市とふれあい財団との間の業務設計にあたり、主にコミュニティづくりの推進に向けたハード面、環境面での整備は市が担い、同財団は、これまで培った住民協議会との関係や専門的かつ継続的に取り組めるという特性を活かしながら市民センター等を利用したコミュニティ活動の活性化などに関する具体的な取り組みの実施主体であることを再度整理し、財団評価もそれに基づいた内容で行っていくこととした。 なお、市民センターの期中モニタリングの評価項目のひとつに「センターを拠点としたコミュニティの醸成」を設け評価を行った。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	施設の利用者満足度等について(市民活動支援センター)
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今年度を実施することを予定されているアンケート結果との比較を行い、利用者からの評価が向上しているかどうかについて評価することが指定管理業務のアウトプット評価の重要な評価のひとつである。
措置内容	指定管理業務のアウトプット評価の重要性に鑑み、平成19年度及び平成20年度において実施した利用者満足度調査結果を比較することで、モニタリング評価項目でもある「施設サービスの向上、利用者数の増、スタッフの対応等」の項目を評価した。それぞれの項目で前年度比10～15ポイント増の結果を得られているが、利用者の個別意見・要望事項については、引続き改善に向け取り組むよう指導を行った。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	福利厚生費の確定払いについて(長房ふれあい館)
指摘項目	福利厚生費の確定払いについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	自主的に人間ドック等を受ける職員がいる場合、確保された予算が執行されないことになるため、当該余剰は、本来、精算されるべきものと考えられる。
措置内容	結果的には、指定管理者の努力によらない余剰金であるが、常に見込まれるものではなく、また、少額のものでもある。指定管理者の自主的な経営努力の発揮を期待している中、指定管理制度における精算のあり方など全体的な整理が必要であり、現状においては、当該余剰金が生じた場合には、指定管理業務における更なるサービスの向上に有効活用する方が効果的であると判断し、精算は行わないこととした。 なお、他の施設でも精算項目としている修繕料に関しては、平成21年度の年度協定にて精算を行うこととした。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者に対する指導体制について(学童保育所)
指摘項目	指定管理者に対する指導体制について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者への指導や現場でのモニタリングを充実させるためには、次のようなシステマティックな運用も検討に値するものと考えられる。 i 事業年度途中(日々、週次、月次、4半期など)でのモニタリングを効率的に行うためのチェックリストを独自に作成する。 ii 担当職員が直接学童保育所へ出向きチェックすべき重要な所と重要性が比較的低い所との階層を設ける。 iii 重要性が比較的低いが経常的に指定管理者の業務の状況をモニタリングする必要がある所については、直接職員が実施することは効率的ではないため、直接実施するための制度等(学童保育所利用家庭の保護者を指定しボランティア等で実質的なモニタリングを実施するなど)を考案するなど。
措置内容	従前から実施の「利用者満足度調査」に加え、指定管理者期中モニタリングを開始した。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	こども家庭部児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所の利用料の徴収について(学童保育所)
指摘項目	学童保育所の利用料の徴収について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>剰余金の発生要因のさまざまな可能性を考慮すると、その剰余金の一定割合を学童保育所の利用料徴収事務負担金等として市に返納させることも検討する必要があるのではないかと。</p> <p>当該負担金等の金額を算定する際には、各指定管理者の職員の業務分析を行い、徴収方法の変更前と変更後の人員配置や業務の遂行状況から判断して、当該事務負担金等を創設する必要があるかどうかについて、検討を行うことも要望する。</p>
措置内容	<p>指摘の剰余金については、各指定管理者が業務を遂行する上で事業計画の質を担保しつつ努力をした結果である。従って、検討した結果、事務分担金等の創設は指定管理者制度になじまないとした。</p> <p>ただし、剰余金の発生も事実であることから、年度協定の中で延長保育実施により発生する利用料金を、優先的に経費に充当する規定を設けることで、経費分担の見直しを実施した。</p>
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	こども家庭部児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	決算分析及び事業評価について(学童保育所)
指摘項目	決算分析及び事業評価について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>市担当課は少ない人員体制で多くの学童保育所の指定管理業務を指導監督している。このような中で期中でのモニタリングの手法の開発と併せて、事業年度終了前後にタイムリーに業務評価を行う必要がある。</p>
措置内容	<p>年度内の事業評価が実施できるよう期中モニタリングを開始した。</p>
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	こども家庭部児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	決算分析及び事業評価について(学童保育所)
指摘項目	指定管理者別実績分析について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	おやつ代は、月1人当たり2千円という基準があるが、実際に指定管理者別に決算数値により算定してみると、大きな開きがあることがわかる。その原因分析も児童の満足度との関係で必要になるものと考えられる。
措置内容	利用者から負担していただいている学童保育所保育料の中におやつ代も含まれることから、実費相当分を学童に還元するよう各指定管理者へ指導を行っている。また、利用者満足度調査に「おやつ」に関する項目も設定し、利用者ニーズも把握するように改善した。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	こども家庭部児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	事業年度途中での指定管理者への指導等について(上柚木公園)
指摘項目	事業年度途中での指定管理者への指導等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	提案書で予定していた一部の事業について、平成18年度に実施されていない事業があったが、市担当課としての把握が、事業報告書提出後になされていた。本来であれば、年度途中からのモニタリングで当該事実を適時適切に把握し、適正な指導等を行うことも必要であったものと考えられる。
措置内容	試行的に平成21年度期中モニタリングを平成21年1～3月にかけて実施した。平成21年度からは本格実施とし、四半期ごとに期中モニタリングを実施する。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	まちなみ整備部公園課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	事業年度途中での指定管理者への指導等について(運動公園グループ)
指摘項目	事業年度途中での指定管理者への指導等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	提案書で予定していた一部の事業(大塚公園:サッカー教室)について、平成18年度に実施されていない事業があったが、市担当課としての把握が、事業報告書提出後になされていた。本来であれば、年度途中からのモニタリングで当該事実を適時適切に把握し、適正な指導等を行うことも必要であったものと考えられる。
措置内容	試行的に平成21年度期中モニタリングを平成21年1~3月にかけて実施した。平成21年度からは本格実施とし、四半期ごとに期中モニタリングを実施する。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	まちなみ整備部公園課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	ふれあい館について(夕やけ小やけふれあいの里)
指摘項目	ふれあい館について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市担当課は指定管理者とふれあい館の有効活用について再度検討されることを要望する。その場合に、市担当課と指定管理者だけではなく広く市民の声を聞く対応があってもよいのではないかと思われる。例えば、市内の大学からコンペ形式で活用方法についての提案を受ける等、これまでとは発想を変えた方法で、活用方法を検討されることを要望する。
措置内容	平成21年4月、ふれあい館の有効活用を図るため、指定管理者等との検討により舞台を設置し、4月29日に柿落としとして車人形の公演を行った。舞台の設置により、ふれあい館の活用方法の幅が広がった。今後、舞台の活用方法を含め、ふれあい館の活用について、広く市民の声を聞き、対応を図る。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	産業振興部観光課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者の帳簿について(夕やけ小やけふれあいの里)
指摘項目	指定管理者の帳簿について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	観光協会が作成している会計帳簿は、決算書の作成までに特別の技術・知識が必要とされており、閲覧性や検証機能も弱い。このため、会計帳簿の見直しが必要である。ふれあいの里にもパソコンは設置されているので、会計ソフトでの会計帳簿作成は可能である。よって会計帳簿の電子化を市担当課は観光協会に働きかけるべきである。
措置内容	観光協会に対して会計帳簿の電子化を行うように働きかけた結果、平成21年4月から会計帳簿の電子化が図られた。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	産業振興部観光課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	施設の利用者満足度等について(夕やけ小やけふれあいの里)
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	市担当課としては、指定管理者に対して、利用者満足度の結果、不満と思われる項目に対して十分な分析とその原因に対する対処方法を検討するよう、指導監督することを要望する。
措置内容	平成21年4月、新たな指定管理者との契約に当たり、利用者満足度調査結果を踏まえた管理・運営とするように定めることにより、指定管理者への指導監督を行った。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	産業振興部観光課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	事業報告書の記載事項について(農村環境改善センター)
指摘項目	事業報告書の記載事項について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者に情報公開及び個人情報保護対策に関して必要となる措置を決定させ、実際にそのような措置をとっているかを事業報告書に記載させること、それに対する市担当課のチェック体制を確立することが不可欠であることから、事業報告書への記載を指導すべきである。
措置内容	平成18年度の事業報告書に「個人情報保護対策及び情報公開の状況書」を追加提出させた。なお、平成19年度以降、事業報告書の提出にあたっては、書類審査とともに現地でのチェックを実施した。
措置時期	平成20年5月30日
所管部課	産業振興部農林課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	平日の使用料の引き下げについて(高尾山麓駐車場)
指摘項目	平日の使用料の引き下げについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平日の利用率を上げるためには、駅前に立地している利点を更に活かすことであるが、そのためには平日の使用料を引き下げることが一つの方法であると考え。現在の使用料は平日・休日とも同じ金額である。使用料の見直しについても検討されることを要望する。
措置内容	平成21年4月からの機械式管理の導入に合わせ、平日料金を12時間まで最大800円、休日料金を12時間まで最大1,000円と、差を設けて設定し、平日の利用率の向上を図った。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	産業振興部観光課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	指定管理者の帳簿について(高尾山麓駐車場)
指摘項目	指定管理者の帳簿について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	高尾山麓駐車場の手書き帳簿にもふれあいの里と同様の問題点（決算書の作成までに特別の技術・知識が必要とされており、閲覧性や検証機能も弱い）が存在する。高尾山麓駐車場にもパソコンは設置されているので、市販されている会計ソフトでの会計帳簿作成は可能である。よって会計帳簿の電子化を市担当課は観光協会に働きかけるべきである。
措置内容	観光協会に対して会計帳簿の電子化を行うように働きかけた結果、平成21年4月から会計帳簿の電子化が図られた。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	産業振興部観光課



平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	法令遵守について（給与規程と職員の退職金について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	早急に財団としての責任準備金の在り方を検討し、退職手当の考え方を検討すべきである。この点は、財団の正規職員の業務遂行意欲にも大きく影響を与えているものと推察される。
措置内容	市と同様の制度導入は難しいことから、退職手当については「特定退職金共済制度」を関係者との協議が整い次第、適応していくこととした。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市担当課との関係について（出資と経営の分離の認識について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	指定管理者制度が導入されるまでの市と財団の関係であった管理委託方式の関係が実質的に色濃く残っている。財団予算の編成や執行等については、理事長及び常務理事が形式的にも実質的にも責任を持つべきである。
措置内容	財団の予算の財源すべてが市からの補助金・指定管理料ではなく、財団の自己資金も含めた予算編成をしており、その部分について市の査定は受けない。従前の市と財団との関係を払拭すべく、21年度予算から主催事業・共催事業・受託事業について一定の整理（人件費補助や取扱要綱等の改正）を図った。 予算の編成・執行については、財源の内容いかんに関らず、自立した財団としての責任は理事長が負っている。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市担当課との関係について(協定に基づく事業内容の報告)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者が実施する事業に関して、市担当課に提出すべき主要な事業関連データは何かについて、市担当課と十分に話し合う必要がある。月次報告等で提出したデータが市担当課においてどのように活用され、評価に使用されているかなど、財団の指定管理業務の実施に大きく影響すると考えられる視点等を明確にするよう、市担当課と協議すべきである。
措置内容	常に、事業実施のPDCAサイクルを実現するために、月次報告等のデータを活用した期中モニタリングを平成21年度から本格実施している。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市担当課との関係について(指定管理者制度の再構築に向けた提案)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平成18年度から財団は指定管理者として事業を実施している。しかし、従来の管理委託制度から解決されていない問題が存在する。例えば、財団への補助金の位置づけが曖昧なままとなっていることで、外部から見るとあたかも財団への運営費補助と見られかねない状況が残っていることである。財団はこのことを正確に認識すべきである。
措置内容	平成21年度予算から補助金のあり方について、整理を行ったところである。具体的には、これまでの各事業ごとの補助金を指定管理料として支出することとした。また、同じく人件費も事業費の中に含めたため、補助金の占める割合は大きく減少したところである。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市担当課との関係について(指定管理者制度の再構築に向けた提案)
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	指定管理業務に対する評価のルールが市担当課で確立していないことも確かである。財団経営者として財団の業務の評価の視点を取りまとめ、市担当課と交渉することにより、再度、財団に関する指定管理者制度の再構築を提案すべきである。
措置内容	協定に基づき実施した事業評価を、平成21年1月から試行し、平成21年度から本格実施した期中モニタリングを担当課と相互に連携する中で実現させている。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	経営方針の確立等について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	財団経営に不可欠な経営方針に関して次のような点で改善の必要性があるものと考えられる(現状は不存在または不明確)。 ア. 経営方針の策定と明確化 イ. 経営方針の各組織への有効な伝達手法の確立 ウ. 経営方針の浸透過程のモニタリング エ. 経営方針を実行するための有効な経営ツールの導入 このような経営方針と伝達手法等の確立について、財団内部または財団外部の経営資源を最大限に活用することも検討すべきである。
措置内容	財団の当該年度運営基本方針を理事長が示し、これに基づき財団の1年間の経営方針を経営会議で各所属長に周知をするとともに、職員に対しても文章により周知を図った。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	業務のノウハウの蓄積状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	貸館業務、自主事業及び補助事業ならびに建物等維持管理業務などに関して、次のような点で改善の必要性があるものと考えられる。 ア. 業務マニュアルの整備（個別業務・安全管理・ホスピタリティ等） イ. 人材育成のマニュアルの確立 ウ. 業務実績データベース化
措置内容	業務のノウハウを横断的に活用出来るよう業務改善委員会で検討を進め、接遇マニュアル、窓口接遇マニュアル及び業務マニュアル（舞台管理・ビル管理）等を整備した。このマニュアルを有効に活用していくことが、人材育成につながるものと考え、人材育成計画のための研修計画を精査した。また、事業に対しては事業毎のアンケートを実施し、その結果をデータとして整理活用している。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	経営会議の位置づけについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	ア. 設置要綱の不存在 イ. 会議の目的の不透明性 ウ. 検討すべき事項の不明確性（貸館業務における利用状況、実施コスト、利用料金の収入状況、自主事業の実施結果データ等） エ. 議事録の不存在 オ. 会議内容の伝達ルール不存在 カ. モニタリングの不存在 上記のような問題点が解決されなければ、財団経営が、場当たりの危険性がある。また、財団の内部統制の側面からも、早急に解決すべき問題でもある。
措置内容	平成20年3月1日に要綱を施行し、議事録を作成している。 経営会議の付議事項要綱は、（1）財団の運営方針及び経営状況に関する事（2）予算・決算及び収支状況に関する事等も含め6項目について議論をしている。その会議内容については、各事業担当課の職員に文書で周知徹底を図っており、決定事項を担保するためにモニタリングを実施している。平成20年度は10月20日から31日までの期間に職員の意思統一を図る目的で固有職員・嘱託職員を対象として経営会議の決定事項についてのアンケートを実施し周知の確認を行った。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	旧3団体の統合のシナジー効果について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	合併のシナジー効果を期待するためには、通常の業務のマニュアル作成や業務遂行意識の共有化のための横断的な業務改善委員会などを経営上、組織化することを検討すべきである。
措置内容	定例の経営会議の中で情報交換を密にし、組織力を活かした各所管間での事業の連携や応援体制をとっている。(コミュニティ講座・学園都市大学での学芸員の活用)
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	主催事業について(企画業務の集約化または分散化について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	特に文化関係の事業の企画に関して、財団内部で集約して実施するか、各館に分散させて実施するかの判断は、組織の改変、人員配置等の経営判断にかかる意思決定事項として「法人の運営に関する重要な事項」であり、理事会の議決事項またはそれに準ずる事項にも相当するものである。
措置内容	各ジャンルの事業を各施設がバランスよく企画立案し、市民に片寄りのない事業を提供していくためには、現在のように芸術文化振興課で対応するのが効果的であると経営判断している。事業実施に当っては各館と協力体制をとって事業展開をしていく。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	主催事業について（人件費補助金について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	企画業務等を実施する芸振課等の職員の人件費（平成18年度決算約183百万円）については、自主事業に関連するものか、受託事業に関連するものかなど事業の内容に応じて、業務従事割合または直接事業費等の割合など適正な割合で按分するなど、そのあり方を判断すべきものである。 そのような判断の中で受託事業であれば、補助金収入ではなく受託事業収入に組み替えられるべきものであり、また、自主事業であれば市担当側が明確に補助対象事業に対する補助率を確定するよう、財団としても要望すべきものである。
措置内容	事業に係る経費を正確に出すためには、その事業に携わる人の経費（人件費）を含めて算出すべきであることから、平成21年度予算から事業に係る人件費についても事業費を含めて配分するように整理をしたところである。また、自主事業の補助割合については、市側に公益基準を早急に整備するよう働きかけていく。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	共催事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	共催事業のあり方について、要綱の見直しも含めて早急に検討し、鑑賞事業や育成事業などの分野別に、収益性に重点を置く共催事業であるのか、または、団体育成など公益性の高い事業としての共催事業であるのか、その企画方針を再度、確立すべきである。
措置内容	事業のあり方・進め方は財団の生命線であることから、平成19年11月から毎月1回会議を行い、平成21年1月に共催事業取扱要綱を改正し、周知期間を含め平成22年4月1日から施行することとした。その中で、共催事業については、収益性に重点を置くこととした。一方、公益性の高い事業については「芸術文化活動支援事業取扱要綱」の改正（平成21年1月18日）により会場費の一部を補填することとした。
措置時期	平成21年1月18日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	主催事業と共催事業の企画割合について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	両者の実施に伴う収益性や赤字リスクの程度は大きく異なることから、戦略的に質の良い自主事業を提供し、かつ、収益性も追及するためには、その配分方針を計画上も確立しておく必要がある。
措置内容	事業のあり方・進め方は財団の生命線であることから、平成19年11月から毎月1回会議を行い、平成21年1月に共催事業取扱要綱を改正し、周知期間を含め平成22年4月1日から施行することとした。その中で、共催事業については、収益性に重点を置くこととした。一方、公益性の高い事業については「芸術文化活動支援事業取扱要綱」の改正（平成21年1月18日）により会場費の一部を補填することとした。なお、共催事業については、取扱要綱に沿って決めており、毎年事業本数は変動するため、主催と共催の企画割合は一定ではない。
措置時期	平成21年1月18日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	業務評価体制について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理業務、自主事業及び受託事業等の事業の評価体制が確立されていない。このような状況で経営会議が行われていても、その実効性に乏しいものと考えられる。経営管理課及び各事業担当課において、財団が実施している事業の分野別に経常的なデータ収集を行い、それぞれの業務分析を実施することにより、業務に応じた評価制度を確立する必要がある。
措置内容	事業ごとの調査やモニタリングガイドラインに基づく満足度調査などに加え、収益性・採算性などを分析できるデータベースを整備し、業務を評価・検証している。
措置時期	平成21年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	カサド事務局としてのふれあい財団のあり方について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	ふれあい財団は、業務遂行における業務命令等、指示内容の峻別の明確化などの問題を解決する必要があるが、市担当課とともに、当該実行委員会事務局に参加している以上、その事務局設置要綱等の整備、ふれあい財団に対する事務局経費の予算措置（指定管理業務との峻別）や当該事務局業務に関する指示の明確化等を求めていくことが財団としても必要である
措置内容	ガスパール・カサド国際チェロ・コンクール実行委員会定款が平成20年9月1日施行され、事務局設置に関する条項が定められた。 実行委員会は、八王子市、CCC（チェロ・コンサートコミュニティー）と本財団の3団体で構成され、本財団は事務局を担うとともに事務局次長のほかに、事務局員を出している。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	長期契約の可能性について(債務負担行為の未設定について)
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	長期契約を締結するための前提として、債務負担行為の予算設定が市で必要であるのであれば、債務負担行為を設定することを市に要望することが考えられる。
措置内容	市は債務負担行為を設定しない方針のため、長期契約による経費縮減の可能性はないが、財団としては複数館の契約を結ぶことで経費の削減努力をしている。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課



平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	長期契約の可能性について(指定管理期間途中での債務負担行為の設定のメリットについて)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	長期契約金額の年間契約額が、従来の契約金額と比べて低下することが期待できるものである。
措置内容	館の管理運営については、利用料金、事業収入及び指定管理料の財源により管理及び事業を実施することとはなるが、その中でも指定管理料が占める割合が多い。市においては債務負担を設定しない方針であり、財団独自の財源で長期契約を結ぶことは困難である。ただし、財団としては複数館契約を結ぶことで経費の削減努力をしている。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	長期契約の可能性について(政策審議室が作成した基本方針に規定の趣旨との整合性について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	適正なコスト水準への移行には、民間のノウハウを活用することも実際には効果的であり、そのためにも財団のノウハウを早急に蓄積すべきである。
措置内容	再委託のみで対応していたビルメンテナンス関連業務について、財団職員に建築物環境衛生管理技術者の資格を取得させるなどしたことにより、管理のノウハウの蓄積に資するようスキルアップを図っている。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	各館一括契約について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	ビルメンテ業務等の長期契約と併せて、各館に共通する業務を一括して契約できるような環境を整備することも、経済性の面で財団経営のために貢献することとなる。
措置内容	平成20年度から、従前の単独契約から各館共通する舞台機構保守業務・舞台音響保守業務・舞台照明保守業務及びピアノ調律業務については、複数館の契約に改めたことにより、事務手数料等については経費の軽減が図れた。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館・市民会館・南大沢文化会館等の実施事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	財団としては曜日別の利用状況や各利用区分別の利用状況のデータを収集していることから、各館の館長を含め、財団の経営者は、収集した利用状況のデータを十分分析して、館の個別施設ごとの利用率向上の対応策を検討すべきである。
措置内容	財団の当該年度運営基本方針を理事長が示し、これに基づき財団の1年間の経営方針を経営会議で各所属長に周知を図るとともに、職員に対しても文章により周知を図った。 その基本方針に基づいて掲げた、財団の事業目標は、利用状況のデータを分析するなど協定期間内の事業評価を行う「指定管理者制度モニタリングガイドライン」中で担保していく。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館・市民会館・南大沢文化会館等の実施事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	自主事業の企画・実施については、年度ごとに各館の事業に関する総合的なコンセプトを設定し、各館で地域の実情に合わせた事業の企画展開を統合的に行うことも必要である。したがって、単に各館で独自に自主事業を行うべきであるという意見には与しない。
措置内容	事業のあり方・進め方は財団の生命線であることから、平成19年度11月から毎月1回会議を進め平成21年に共催事業取扱要綱を改正し周知期間を含め平成22年4月1日から施行することとし、共催事業については、収益性に重点を置くこととした。一方公益性の高い事業については「芸術文化活動支援取扱要綱」の改正(平成21年1月18日)により会場費の一部を補填した。また、各館の主催事業の企画等については、それぞれの施設の設置目的及び市民の声等を考慮しながら実施に向けた計画を立て、3館の連携を図っている。
措置時期	平成21年1月18日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館・市民会館・南大沢文化会館等の実施事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	自主事業で回収すべきコストに人件費を含めていないため、フルコストを回収するという管理会計上の目標管理が徹底されていない。
措置内容	平成21年度予算から、各館の維持管理費及び館に携わる職員の人件費のみならず、館で行われる事業の経費及び事業に携わる職員の人件費をも含めたフルコストを算出し、館に費やす経費を明確にした館管理を実現した。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館・市民会館・南大沢文化会館等の実施事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	共催事業については、平成18年度に飛躍的に増加したが、コストと効果に関する検証を根本的に行い、要綱の見直しを含めて見直す必要がある。 (鑑賞事業や育成事業などの分野別に、収益性に重点を置く共催事業であるのか、または、団体育成など公益性の高い事業としての共催事業であるのか、その企画方針を再度、確立すべきである。)
措置内容	事業のあり方・進め方は財団の生命線であることから、平成19年11月から毎月1回会議を開き、平成21年1月に共催事業取扱要綱を改正し、周知期間も含め平成22年4月1日から施行することとした。その中で、共催事業については、収益性に重点を置くこととした。一方、公益性の高い事業については「芸術活動支援事業取扱要綱」の改正（平成21年1月18日）により会場費の一部を補填することとした。
措置時期	平成21年1月18日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	夢美術館の事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	入場者数への影響を勘案しつつ、企画展の価値に見合ったチケット金額の値上げと減額免除を戦略的に設定することを検討することも必要である。
措置内容	入館者の増加を促すために、展覧会のイメージに合わせたイベントを企画している。例えば、着物を着て来館した場合の入場料割引を実施するなど、入館料については多角的・戦略的な考えの中で設定している。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	夢美術館の事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	現状では慢性的なスペース不足が深刻になりかけているので、現在の各施設の配置の見直しも含めて、各施設の意味づけを再度確認する必要がある。
措置内容	美術作品の管理については、収蔵品を芸術文化会館と分散して収納した。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	学園都市センターについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	共催事業のあり方について、財団としての方針を再検討する時期に来ているものと考えられる。
措置内容	事業のあり方・進め方は財団の生命線であることから、平成19年11月から毎月1回会議を進め、平成21年1月に共催事業取扱要綱を改正し、周知期間も含め平成22年4月1日から施行することとし、収益性に重点に置くこととした。 ただし、学生及び大学の利用については、施設の設定目的に沿って支援をしていく。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	学園都市センターについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	事業の実施に関連して、テナントビルの構造上の問題ではあるが、イベントホールの出演者入場ルートを確認するなどの工夫を行う必要がある。
措置内容	パーティーションを購入したことにより出演者の客席から舞台への入場ルートを確認出来た。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	学園都市センターについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	産学公連携推進事業に関する共同研究に対する助成金の効果について、社会に与えるインパクト分析を実施するなど、具体的な成果の検証が求められている。
措置内容	「大学コンソーシアム八王子」の産学公連携推進部会において事業評価を実施する。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	修繕計画について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	現在の市民センター改修等計画の優先順位を現地調査等に基づき、再度見直す必要があるかどうかについて、提案等を行うことも検討する必要がある。
措置内容	市民センター等の大規模改修等については、指定管理者として必要度・優先度等を検討した中で市に対して提案をしている。平成20年度については、大和田市民センターの体育室や北野市民センターなどの改修について提案を行った。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	業務員の業務について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	業務員の業務内容や地域における機能を再度検討する際は、コミュニティの育成にとどまらず、財団が実施する他の事業である文化振興やスポーツ事業にとってもシナジーが生まれるよう、意を用いるべきである。
措置内容	業務員の業務内容を再度見直し、管理業務を主体とするものの、地域コミュニティの活性化に向けた住民協議会との協働についても取り組める方向で館長会議等で整理した。また、各事業におけるシナジー効果が発揮出来るよう各所管で情報交換などの連携を図っている。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	業務員の業務について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	財団としても、コミュニティの育成及び助成等の事業における業務員の役割を再度に見直し、さまざまな不公平感を解消するとともに積極的な事業展開を可能とする業務員の業務の位置づけを再度検討することも重要である。
措置内容	業務員の業務内容を再度見直し、管理業務を主体とするものの、地域コミュニティの活性化に向けた住民協議会との協働についても取り組める方向で館長会議等で整理した。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市民センター及び地区会館の利用者について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	利用者の範囲に関する調査等を行い、実態を把握することにより、利用者の広がりについての方策を検討することも必要である。
措置内容	満足度調査やアンケート結果等により利用者の実態を把握し、利用者の広がりが図れるよう、貸出時間帯の細分化、調理室の会議室としての利用及び和室の舞台利用有無の料金設定を取り入れるといった取り組みを行っているところであり、今後更にも更に検討していく。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課



## 平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市民センター及び地区会館の利用者について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	地区会館のあり方について、財団として積極的に市担当課に対して提案すること（地元移管）も必要である。
措置内容	地区会館の地元への移管に関しては、利用の実態として地域町会・自治会の利用が多いことから、その状況を踏まえて市に対して地元への移管を提案しているところである。なお、平成20年度については左入会館の地元移管について提案をした。
措置時期	平成21年4月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	コミュニティ講座等の開催について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	地域のニーズをリサーチし、参加者をだれに想定するか、そのための広報をどのように効果的に行うのかなど戦略的なマーケティングを行う必要があったのではないかと考えられる。
措置内容	地域ニーズについては、アンケート調査等により現状の把握に努めている。講座等については、調査結果を活用しながら計画し、近隣地域の住民等を対象とする場合には、地域の町会等の協力を得て、掲示板及び町会の回覧板を利用するなど工夫をしている。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	まつりへの助成事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	財団からの助成金について、その使われ方やその効果などについて、財団担当課だけではなく、経営管理課においても効果に対する評価を行う必要がある。そのため決算データをコミュニティ振興課は経営管理課に提出することなど検討を要する。
措置内容	八王子まつりは、実行委員会方式による市民との協働により進めており、コミュニティ振興課が事務局を担っている。現状助成金の効果や使われ方についての検証等は、決算データ等により、主に担当課にて行っているが、適正な会計処理の確認など必要に応じて、経営管理課とも調整を図りながら行っている。
措置時期	平成21年1月30日
所管部課	市民活動推進部協働推進課